

新庁舎建設に係る住民投票条例は、10月9日の本会議において賛成少数により否決されました。市報や新聞などでご承知の事と思いますが、議会での審議状況をお知らせします。

新庁舎建設については平成27年に市長が現地建て替えを表明以来、市議会では建設特別委員会を設置し審議をしてきましたが、市民団体「松江市民のための新庁舎建設を求める会」代表・片岡佳美氏(島根大教授)他2名が、庁舎建設の着工延期の是非を問う住民投票条例案を市民14,145人の署名を付けて市長に条例制定を求められました。これを受けて市長が意見を付けて条例を市議会に9月29日に提案されました。

松江市議会は10月2日の本会議において条例制定請求者の代表者俵耕平氏、長谷川浩二氏、片岡佳美氏の3人からそれぞれ意見陳述を求め、条例を請求するに至った経緯と意見を聞きました。住民投票は、(1)新庁舎建設事業は中断し、住民との対話、討論をふまえて再考する。(2)新庁舎建設事業は現行計画案のまま着工する。の選択肢を選ぶものでした。

市長の意見は、現在の庁舎の本館本棟及び本館北棟は、築後60年近くが経過し、耐震強度の不足や建物の著しい老朽化、バリアフリーへの課題が多くある。また、行政需要の増大に伴い庁舎の増築などを繰り返してきた結果、行政機能が別々の建物に分散し、来庁者の皆さんに不自由をかけている。また、経済界、大学、町内会自治会連合会や公民館長会等の地域代表、福祉団体など様々な立場の市民からなる「新しい松江市役所検討市民会議」でも継続的に審議を頂き、基本構想及び基本計画の策定にあつたてそれぞれの立場から意見を頂いてきた。また、「市民ワークショップ」の参加者を広く公募し、意見を頂いてきた。加えて、パブリックコメントについても、基本構想・基本計画に関しても実施し、市報やホームページ、行政情報コーナー、各地域の公民館の協力や全戸回覧などを行い、市民の皆さんから意見を募集した。新聞報道などでも折々で大きく取り上げられた。今日まで5年の長きにわたり、市議会をはじめ市民の皆さんからの意見を伺いながら議論し、その経過を得てたどり着いた結果であると考えている。そして、本年1月の市議会特別委員会で基本設計を了承、2月議会では建設工事費の大部分を占める令和7年度までの予算を可決頂き、現在実施設計の最終盤を迎えており、現状下で事業を突然中断することは考えられない。など、住民投票条例の制定に反対すると述べられた。

議会では、提案された条例について慎重審査を行いました。この度の住民投票条例制定の直接請求にあたっては、多くの皆さんが参加され関心を持たれた事に敬意を表します。

制定に対する主な反対意見として、①提案された条例の中には判断ができ無い項目があること。②耐震不足、クラック、雨漏りなど早急な対策が必要なこと③市議会では5年にわたり審議し意見を述べ進めてきたこと。④新庁舎建設に係る予算等を承認してきたこと。⑤着工が遅れると公共施設等適正管理推進事業債(約30億円)が受けられないこと。⑥庁舎前の湖岸公園の整備計画と合わせた「まちづくり」の重要な位置づけであること。等々。尚、今後も住民の皆さんには丁寧な説明や経過等をお知らせすることが重要と考えます。

執行部は、引き続き今後も出前講座などを実施するとの事です。連絡ください。この度の新庁舎建設に係る審議状況を、市民の皆さんに十分に伝えたかと言えば疑問が残ります。報道機関においても、本議会や委員会の審議状況等も等しく伝えて頂きたかったと感じています。

